

試験会場持込み不可

編集 国土交通省住宅局建築指導課
建築技術者試験研究会

基本建築関係法令集 〔告示編〕

令和3年版〔官報正誤〕

収録締切日以降において、以下の法令等の「正誤訂正」が行われていますので、本編の該当頁部分を訂正のうえご使用いただくようお願いいたします。

井上書院

試験会場持込み不可

〔令和元年6月21日国土交通省告示第193号〕
建築基準法第21条第1項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件

(112頁：上から11行目)

「 $t_{travel, fi} = t_{travel, i+6}$ 」は「 $t_{travel, fi} = t_{travel, i}$ 」の誤り。

〔平成27年2月23日国土交通省告示第255号〕
建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件

(140頁：下から1行目)

「 $\alpha_i = \max \left\{ 1280 \left(\frac{qb}{\sqrt{\sum (A_i I_i)} \sqrt{fop}} \right)^{2/3}, 460 \right\}$ 」は

「 $\alpha_i = \max \left\{ 1280 \left(\frac{qb}{\sqrt{\sum (A_i I_i)} \sqrt{fop}} \right)^{2/3}, 460 \right\}$ 」の誤り。

(148頁：下から7行目)

「 $t_{travel, i} = \sum \left(\frac{L_1}{60} + \frac{L_2}{vfb} \right) + \frac{L_1 + L_2}{40} + \frac{Lf}{vf}$ 」は

「 $t_{travel, i} = \sum \left(\frac{L_1}{60} + \frac{L_2}{vfb} \right) + \frac{L_1 + L_2}{40} + \frac{Lf}{vf} + 6$ 」の誤り。

試験会場持込み不可

〔令和2年4月1日国土交通省告示第522号〕

通常の火災時において相互に火熱による防火上有害な影響を及ぼさない建築物の2以上の部分の構造方法を定める件

(728頁：下から6行目～3行目)

〔(6) 排煙口が直接外気に接する場合にあっては、給気口（特定空間部分の壁の床面からの高さが1.8m以下の部分に設けたものであって、排煙口の開放に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にあるものに限る。以下この(6)において同じ。）を設け、かつ、排煙口の開口面積は次の式によって計算した開口面積以上とすること。〕は

〔(6) 排煙口が直接外気に接する場合にあっては、給気口（特定空間部分又は特定廊下等の特定空間部分の床面からの高さが1.8m以下の部分に設けたものであって、排煙口の開放に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にあるものに限る。以下この(6)において同じ。）を設け、かつ、排煙口の開口面積は次の式によって計算した開口面積以上とすること。〕の誤り。

(729頁：上から13行目)

〔Ad 特定空間部分に設けた給気口の開口面積の合計（単位 m²）〕は
 〔Ad 特定空間部分及び特定廊下等に設けた給気口の開口面積の合計（単位 m²）〕の誤り。

〔令和2年4月1日国土交通省告示第509号〕

区画部分からの避難に要する時間に基づく区画避難安全検証法に関する算出方法を定める件

(782頁：下から7行目～783頁：上から1行目)

| | |
|--|--|
| 当該居室の各出口の幅 | 当該居室の各出口の有効出口幅 |
| 当該出口の幅が当該居室の出口の幅のうち最大のものである場合 | $Beff(room) = Broom$ |
| $t reach (room) > \frac{0.14}{\sqrt{af+am}}$ である場合 | $Beff(room) = \max (Broom - 7.2 \sqrt{af+am} t reach (room) + 1, 0)$ |

〕は

試験会場持込み不可

| | | |
|-------------------------------|---|--|
| 当該居室の各出口の幅 | 火災が発生してから在室者が当該居室の出口の一に達するまでに要する時間 | 当該居室の各出口の有効出口幅 |
| 当該出口の幅が当該居室の出口の幅のうち最大のものである場合 | $t reach (room) \leq \frac{0.14}{\sqrt{af+am}}$ | $Beff(room) = Broom$ |
| 当該出口の幅が当該居室の出口の幅のうち最大のものである場合 | $t reach (room) > \frac{0.14}{\sqrt{af+am}}$ | $Beff(room) = \max (Broom - 7.2 \sqrt{af+am} t reach (room) + 1, 0)$ |

〕の

誤り。

(791頁：下から1行目～792頁：上から5行目)

| 当該室の種類 | 当該室の開口部に設けられた防火設備の構造 | 限界煙層高さ |
|--------------------------|--|---|
| 当該区画部分以外の部分等に面する開口部を有する室 | - | 1.8 |
| その他の室 | 常時閉鎖式の防火設備又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器と連動する自動閉鎖装置を設けた防火設備 | 当該室の床面から各開口部の上端までの高さのうち最大のものの $\frac{1}{2}$ の高さ |
| | (略) | (略) |

〕は

| 当該室の種類 | 当該室の開口部に設けられた防火設備の構造 | 限界煙層高さ |
|-----------------------|--|---|
| 当該区画部分以外の部分等への出口を有する室 | - | 1.8 |
| その他の室 | 常時閉鎖式の防火設備（建築基準法第2条第九号の二口に規定する防火設備に限る。以下同じ。）又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器と連動する自動閉鎖装置を設けた防火設備 | 当該室の床面から各開口部の上端までの高さのうち最大のものの $\frac{1}{2}$ の高さ |

試験会場持込み不可

| | | |
|--|-----|-----|
| | (略) | (略) |
|--|-----|-----|

誤り。

(794頁：上から3行目～9行目)

| | | |
|------------------|--|---|
| 限界煙層高さ有効開口部がある場合 | $\overline{Hst(comp)} < Hw(comp)$ である場合 | $A^*(comp) = 0.4 \left(\frac{\overline{Hst(comp)} - Hlim}{Htop(comp) - Hlim} \right)$ |
| | $\overline{Hst(comp)} \geq Hw(comp)$ である場合 | $A^*(comp) = 0.4 \left(\frac{\overline{Hst(comp)} Hlim}{Htop(comp) - Hlim} \right) + 0.6 \left(1 - \frac{Asc}{Aroom(comp)} \right) \left(\frac{\overline{Hst(comp)} - Hw(comp)}{Hst(comp) - Hlim} \right)^2$ |

」は

| | | |
|------------------|--|---|
| 限界煙層高さ有効開口部がある場合 | $\overline{Hst(comp)} < Hw(comp)$ である場合 | $A^*(comp) = 0.4 \left(\frac{\overline{Hst(comp)} - Hlim}{Htop(comp) - Hlim} \right)$ |
| | $\overline{Hst(comp)} \geq Hw(comp)$ である場合 | $A^*(comp) = 0.4 \left(\frac{\overline{Hst(comp)} - Hlim}{Htop(comp) - Hlim} \right) + 0.6 \left(1 - \frac{Asc}{Aroom(comp)} \right) \left(\frac{\overline{Hst(comp)} - Hw(comp)}{Hst(comp) - Hlim} \right)^2$ |

」の誤り。

[令和2年4月1日国土交通省告示第510号]

階からの避難に要する時間に基づく階避難安全検証法に関する算出方法を定める件

(816頁：上から1行目～6行目)

| | | |
|------------------|--|---|
| 直通階段に面する開口部を有する室 | - | 1.8 |
| その他の室 | 常時閉鎖式の防火設備又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器と連動する自動閉鎖装置 | 当該室の床面から各開口部の上端までの高さのうち最大のものの $\frac{1}{2}$ の高さ |

試験会場持込み不可

| | | |
|--|----------|-----|
| | を設けた防火設備 | |
| | (略) | (略) |

」は

| | | |
|---------------|--|---|
| 直通階段への出口を有する室 | - | 1.8 |
| その他の室 | 常時閉鎖式の防火設備（建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第九号の二口に規定する防火設備に限る。以下同じ。）又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器と連動する自動閉鎖装置を設けた防火設備 | 当該室の床面から各開口部の上端までの高さのうち最大のものの $\frac{1}{2}$ の高さ |
| | (略) | (略) |

」の

誤り。

[令和2年4月1日国土交通省告示第511号]

建築物からの避難に要する時間に基づく全館避難安全検証法に関する算出方法を定める件

(826頁：上から14行目～19行目)

「二 令第129条の2第一号ハに規定する当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガス（以下「煙等」という。）が、階段の部分又は当該階の直上階以上の階の一に流入するために要する時間は、当該火災室から出火階の直通階段への出口を有する室又は堅穴部分（令第112条第11項に規定する堅穴部分をいう。）に面する室に通ずる各経路上にある各室について次の式によって計算した時間（以下「室煙降下時間」という。）の合計のうち最小のものとする。」は

「二 令第129条の2第4項第一号ハに規定する当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガス（以下「煙等」という。）が、階段の部分又は当該階の直上階以上の階の一に流入するために要する時間は、当該火災室から出火階の直通階段への出口を有する室又は堅穴部分（令第112条第11項に規定する堅穴部分をいう。）に面する室に通ずる各経路上にある各室について次の式によって計算した時間（以下「室煙降下時間」という。）の合計のうち最小のものとする。」の誤り。

試験会場持込み不可

(826頁：下から10行目～9行目)

「 Hroom 当該室の床面の最も高い位置（以下「基準点」という。）からの天井までの高さの平均（単位 m） 」 は

「 Hroom 当該室の床面の最も高い位置（以下「基準点」という。）からの天井（天井がない場合にあつては屋根。以下同じ。）までの高さの平均（単位 m） 」 の誤り。

(826頁：下から5行目～3行目)

| 当該室の開口部に設けられた防火設備の構造 | 限界煙層高さ |
|--|---|
| 常時閉鎖式の防火設備又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器と連動する自動閉鎖装置を設けた防火設備 | 当該室の床面から各開口部の上端までの高さのうち最大のものの $\frac{1}{2}$ の高さ |
| (略) | (略) |

」 は

| 当該室の開口部に設けられた防火設備の構造 | 限界煙層高さ |
|--|---|
| 常時閉鎖式の防火設備（ <u>建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第九号の二に規定する防火設備に限る。以下同じ。</u> ）又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器と連動する自動閉鎖装置を設けた防火設備 | 当該室の床面から各開口部の上端までの高さのうち最大のものの $\frac{1}{2}$ の高さ |
| (略) | (略) |

」 の

誤り。